川越市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード

訪問型サービス(平成27年4月1日以降新規に指定された事業者用)サービスコード表

サービスコード								
種類	項目	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
A2	1111	訪問型独自サービス I	訪問型	事業対象者·要支援1·2			1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービスI日割	- サービス費 (独自)(I)	(週1回程度) 1,176単位			39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	訪問型 事業対象者・要支援1・				2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	サービス費 (独自)(Ⅱ)	(週2回程度) 2,349単位			77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	訪問型 サービス費 (独自)(Ⅲ) ※(注1) 事業対象者・要支援2 (週3回程度) 3,727単位				3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス皿日割					123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	Sil Table			268		
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	訪問型 サービス費 (独自)(V)	※(注2)事業対象者・要支援1・2(週2回程度)※1月の中で全部で5回から8回まで 271単位	象者・要支援1・2(週2回程度) ウロで全部で5回から8回まで 位			2 1回につき 7
A2	2621	訪問型独自サービスVI	訪問型 サービス費 (独自)(VI)	※(注2) 事業対象者・要支援1・2(週2回を超え る程度) ※1月の中で全部で9回から12回まで 286単位				
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	訪問型 サービス費 (独自) (短時間サービス)	※(注2) 事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※1月につき22回まで 166単位			167	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 1					1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算所定単位数の 15% 加所定単位数の 15% 加所定単位数の 15% 加					1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割						1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数						1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加中山間地域等における小規模事業所加算所定単位数の 10% 加					1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割						1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	所定単位数の 10% 加				1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	所定単位数の 5% 加					1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算所定単位数の 5% 加所定単位数の 5% 加				1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数					1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算 200単位			200単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	生活機能向上連携加算			100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	生活饿肥미工理:	捞 加昇		200単位加算	200	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算 I			(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 137/1000 加算		181-04
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算		1月につき
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算 I	- 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算 Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の 24/1000 加乳					
		<u> </u>						

^{※(}注1)のサービスコードA2については、事業対象者に使用することは想定しておりません。

^{※(}注2)の回数制のサービスコードA2については、川越市は月額報酬制のため、使用は想定しておりません。